

総務企画常任委員会

令和4年3月14日（月）

総務企画常任委員会

定例会名 令和4年第1回定例会
招集日時 令和4年3月14日(月) 午前10時
招集場所 議場

出席委員 7名
委員 長 藤田 尚美
副委員 長 遠藤 憲子
委員 黒木 のぶ子
" 石原 幸雄
" 市川 圭一
" 諸橋 太一郎
" 北島 登

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本 昌司
経営企画部長 吉田 将巳
総務部長 植田 裕
議会事務局長 野口 克己
経営企画部次長兼政策企画課長 柳田 敏昭
総務部次長兼人事課長 二野屏 公司
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者
書 記 北澤 徹

令和4年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 2 号 | 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 号 | 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第18号 | 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について |
| 議案第21号 | 牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |

午前10時00分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、経営企画部長、総務部長、議会事務局長、経営企画部次長兼政策企画課長、総務部次長兼人事課長、庶務議事課長であります。書記として、北澤さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 2 号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第21号 牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第2号、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 人事課の二野屏です。よろしく願いいたします。

議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号は、牛久市の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

当条例改正は、常勤職員の年次休暇等の付与時期について、現行の「一の年ごと」から「一の年度ごと」に改正するものとなります。

また、令和4年1月に12月末までの休暇は付与済みとなっていることから、経過措置としまして、令和4年4月1日に令和5年1月から3月までの休暇として年間付与日数の12分の3を追加付与するための改正となります。

今回の改正により年度付与となる休暇は年次休暇と組合休暇であり、施行日は令和4年4月1日となります。

説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第2号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で議案第2号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第3号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議

題といたします。

議案第3号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

当条例改正は、地方公務員法第24条第4項に基づき、人事院が公表した国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置との権衡を図るため、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について新たに規定するものです。

具体的な妊娠または出産等について申出があった場合の措置としては、申出があった場合に育児休業制度等を知らせるとともに、育児休業請求に係る意向確認のための面談を講じなければならない、また、申出を理由に不利益な扱いを受けることがないようにしなければならないことを定めまして、執務環境の整備に関する措置としまして、職員に対する育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないことを定めております。

今回の改正の施行日は、令和4年4月1日となります。

当条例改正の説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第3号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、議案第3号について若干質問したいと思います。

今までは、非常勤の職員の方にはこういう妊娠、出産のときの休業ということが認められていなかったということで、地方公務員法の改正等により今回こういうような働きやすい環境をつくるということ、これについては評価をするものでございます。しかし、今まで例えば非常勤の方、今ですと会計年度ですか、そういう方たちが実際にこういう状況に、過去にそういうようなことがあったのかどうか、その辺を少し伺いたいと思います。

それと、執務環境とか相談体制を充実をさせるということでは、条例が通ってからだということになりますが、具体的にはどのようなことを想定されているのか、その辺を伺います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 細かい資料は残っていないんですけれども、最近入庁して1年以内だったために育児休業を取れなかったという等の相談は受けておりません。

あと、今後講じる措置についてなんですけれども、今後はまず制度の周知を広く図りたいと考えておりまして、今現行で子育て応援ハンドブックというものが現行でもあるんですけれども、今年の1月に改正になった会計年度の産休が有給になったりと、その辺の改定がまだ済んでおりませんので、そちらや今回の改正を盛り込んだ形でハンドブックを更新しまして、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 まずは制度の周知ということ、そういう順番だと思いますが、例えば妊娠とかの状況を市のほうで把握をされたときに執務環境を整えるということでは、例えば職種を本人からの希望があつて変更とか、そういうようなことなんかも今後考えていくようなこともしなければいけないと思いますが、その辺については詳細についてはどうでしょうか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 おっしゃるとおり、詳細については検討はまだできておりませんが、今の会計年度任用職員というのが、その職に対して公募を行って、その職に配置していると、先行してですね。そういうものがあるので、一時的な措置としての、本人の同意を得た上でほかに空きがあればということは想定し得ると考えております。

○藤田委員長 ほかにありませんか。黒木委員。

○黒木委員 やはり2号、3号という、これはどの程度まで、例えば休暇を取ったときの休業補償というか、補償みたいのがどの程度なのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 今回、常勤、会計年度、どちらも産休中については報酬や給与が100%支給されます。育児休業を取った場合にはどちらも給与の支給はなくなるんですが、手当のほうで、常勤職員であれば共済から手当金というのが180日までは約3分の2、その後は2歳の誕生日の前日までであれば2分の1が支給されるようになります。会計年度さんについては、こちらも育休開始日180日までは3分の2、190日以上2歳の誕生日の前日までが半分が支給されるようになります。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 両方とも会計年度も180日間、自分の今現在頂いている3分の2は180日まで補償されるということなんですが、その辺について、その後、会計年度、あくまで会計年度の任用ということになりますと、産休を取った後の任用の仕方はやはりどのようになっているのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 これまでも育児休業期間中に更新の時期を迎えた会計年度任用職員はおりますけれども、そちらは本人の意向があればそのままの形で更新ということでやっております。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 そういうことになれば、意思があれば身分保障というか再就職というか、そういうことは可能であるというふうに認識してよろしいんですね。確認です。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 在職中の勤務状況にもよりますが、普通に勤務している状態の方であれば、本人の意向があれば更新という形で今まではやっておりますし、これまでも

そのように取り扱う予定となっています。

○藤田委員長 ほかにございませんか。石原委員。

○石原委員 これは正職員であろうと会計年度任用職員であろうと、配偶者が妊娠した場合に男性職員の育休ということも考えられるわけですよね。その場合、男性職員も育休を取りやすいような環境をつくっておくべきだとは思いますが、その辺の配慮はどうなっていますか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 まさに石原委員のおっしゃるとおりだと思います。男性職員も育児休業を取りやすい環境というのをどんどん進めなくてはいけないということで、先ほど申し上げました子育て応援ハンドブックの中では、女性が取れる育児休業、男性が取れる育児休業をそれぞれ載せておりますので、そういったものを今回更新後に改めて周知を行ってまいりたいと思います。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、議案第3号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第18号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてを議題といたします。

議案第18号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課、柳田です。よろしくお願いいたします。

議案第18号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定について説明をさせていただきます。

平成14年12月に龍ヶ崎市と締結いたしました公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定を結ぶことについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

龍ヶ崎市立北文間小学校が平成30年3月をもって廃校となり、翌4月1日から龍ヶ崎西小学校に統合となったことから、令和3年4月1日より龍ヶ崎市北文間運動広場として体育館と多目的広場が相互利用の対象施設に追加されました。

このたびの変更につきましては、旧北文間小学校校舎の一部がレクリエーションルームとして開放されることとなり、相互利用の対象施設として追加されるものでございます。

校舎はこれまでに一部解体済みでありましたが、体育館側の最後の増築部分の三階建て校舎の1階にある3教室のうち2教室を活用するものでございます。

協定適用は令和4年4月1日からの予定でございます。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第18号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 次長、今対象になっているもののほかに、今後この相互利用協定の対象や検討しているものというものはありますか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 今後については、龍ヶ崎市で学校の統廃合が行われたので、その関係で増える可能性はあるかと思えます。牛久市としては、まだ今のところ協定に加える新しい施設というのはございません。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 公の施設の相互利用ということでは龍ヶ崎市とのいろいろ協定の中だと思うんですが、今までこの運動広場、牛久の市民というのはどの程度利用状態があったのかということ。

それとあと、レクリエーションルームということなんですけれども、この使用料とかにも影響があるのではないかと思われそうですが、その辺のことはどうなっているのか伺います。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 龍ヶ崎市立北文間運動広場、こちらが、令和3年度で12月末現在の数字なんですけれども、利用総数としましては454人おります。すみません。龍ヶ崎市内を含めた総数が454人おまして、そのうちの30人が牛久市ということで龍ヶ崎市から聞いております。数字としては6.6%ですね。

そして、利用料金なんですけど、龍ヶ崎市ではもともと市内料金、市外料金を設定しておりません。一律でございますので、それについては今回の変更では特に変わるところはないかと思うんですが。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 このレクリエーションルームということでは、多分使い方がこういうふうな、何でもいいよということではないと思うんですね。使い方等、使用の条件とか基準とかがあると思うんですが、その辺についてはどの程度市のほうで把握されているのか。

あと、市民にもこういうような使い方を広報していくと多分思うんですけども、その辺をどういうふうにしていくのか伺います。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 今回、屋内のレクリエーションルームということで、雨天時でも活用できる施設ということで、ただ、屋内ですので使用目的によってはできないものもあるかと思うんですが、屋内の簡単な、例えば体育館のそんなに大きくないスペースでできるようなダンスであるとか、牛久の場合で言いますとリフレでやっているような吹矢であるとか、そういったものにも活用できるかと思えます。すみません、龍ヶ崎市のほうの施設の細かい制限については、申し訳ございません、存じておりません。

あと、（「広報」の声あり）すみません、今回御承認をいただければ広報紙にすぐ掲載する予定で準備をしております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そのときにやはり料金の問題等もきちっとその辺は掲載をお願いしたいと思

ます。以上でいいです。

○藤田委員長 ほかにございませんか。黒木委員。

○黒木委員 相互利用の際、限られたスペースを相互利用するわけですから、そのときに龍ヶ崎市民のほうと牛久の市民が同時に予約というかそういうようなときには、細かいことですが、その辺についてはどうなっているのかちょっと確認したいと思います。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 多分ただいまの御質問は利用の申込みのときのことについてかと思うんですが、牛久市の場合、市内の在住者の申込み時期、市外の方の申込み時期、これを分けているんですが、龍ヶ崎市の場合には料金も分けていないということで時期も一緒ということで伺っております。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 その辺はだから同時に、例えば月曜日の9時から利用したいというようなときに、同時に牛久市民と龍ヶ崎市民が申込みをしたような場合は、今おっしゃるように料金の区別はないということで、龍ヶ崎の市民が優先というようなことがあるのかどうかということを確認したかったです。すみません。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 すみませんでした。そういった場合には抽せんとなると聞いております。

○藤田委員長 ほかにございませんか。諸橋委員。

○諸橋委員 関連の質問なんですけれども、この公の施設相互利用の利用できる施設というのは何か所ぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 現在のところというか、施設名で言いますと、龍ヶ崎市で20施設ございます。龍ヶ崎市文化会館、歴史民俗資料館、中央図書館などで、一番最後に加わったのが北文間運動広場ということで、龍ヶ崎市の対象施設は20か所、さらにそれぞれの施設の中で具体的なものについても定めております。

牛久市については9施設ございます。牛久運動公園、牛久中央図書館、自然観察の森など9施設でございます。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。黒木委員。

○黒木委員 ちょっと伺いたいんですが、ただ、要望があるのでちょっとこの議案とはまた関係ないんですが、クリーンセンターのほうで、龍ヶ崎、湯ったり館というのをやっているんですが（「議案外ですのでそれは……」の声あり）そうですか、分かりました。

○藤田委員長 以上で、議案第18号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第21号、牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第21号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 議案第21号について御説明申し上げます。

議案第21号は、牛久市職員の給与に関する条例及び牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

当条例改正は、人事院勧告を鑑み市職員の期末手当の支給月数を改正するものであり、一般職の支給月数を0.15月、再任用職員及び特別職の支給月数を0.1月引き下げるものとなります。

具体的には、一般職は今年度6月期、12月期とも1.275月であった期末手当の支給月数を、令和4年度から6月期と12月期とも1.2月に改正し、理事級の特定幹部職員も同様に、現行の期末手当を0.15月引き下げ、令和4年度から6月期と12月期の期末手当の支給月数を1.0月に改正するものです。

再任用職員については、今年度6月期、12月期とも0.725月であった期末手当の支給月数をそれぞれ0.675月に改正し、特別職の支給月数を0.1月引き下げ、今年度は6月期、12月期とも1.675月であったものを、令和4年度から6月期と12月期の期末手当の支給月数を1.625月に改正するものです。

また、特例措置として、今年度の人事院勧告による改定を見送った令和3年12月期の期末手当の引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整を行うための改正となります。

特例措置については、附則にて規定しております。

今回の改正の施行日は、令和4年4月1日となります。

なお、当条例改正につきましては、国の法改正を待って対応する予定となっておりましたが、国から県に対して、給与については均衡の原則から国の法改正を待って各団体で対応していただくことが望ましいが、状況に応じて適切に判断していただきたいという連絡があり、それを受けて茨城県が国の法案可決を待たずに2月25日に開会した県議会に上程していることから、本市においても追加議案として上程することとしたものです。

説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第21号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 ちょっと基本的なところをお尋ねしますが、人勧に右へ倣え、そうしなければならないという法律や制度、そういうものはあるんですか。自治体として独自に決められると思うんですが、給与というのは。いかがでしょうか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 法律として国と同様にしなければいけないという規定はないと思います。ただ、均衡の原則だったと思うんですけれども、そこで国や近隣自治体と均衡を図るというものがありますので、そういった観点から、牛久市は人事委員会を持っておりませんので、国や県の状況を鑑み同様の改定をしているということになります。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今回の、昨年こういうような改正ということでなかなか国のほうの法律の改正ができていなかったということで今回まで延びたということなんですが、組合との関係とかそういうものについては、今度の勧告の問題について組合との交渉はどうなっているのか、その辺を確認したいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 組合とも何度か話し合いをした結果、このような形で国に準じた形でやるということが決定しております。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それはいつ頃の話ですか。出たのが、まだ決まってからそんなに。何度か話し合いを持たれたと思いますが、その辺の経緯はどうでしょうか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 日にちはちょっとはつきり、すみません、覚えてはいないんですけども、12月か1月に組合交渉の中でもこの話は出ております。その後、会計年度任用職員も含めて、先月だったと思うんですけども、組合のほうと改めて確認を行って実施するというものを決定したものです。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 すみません、細かいことで。これによりまして、期末手当の引下げということですが、金額的にはどの程度見ているのかお願いします。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 具体的な細かい数字というのは出せないんですけども、実際、昨年の12月に減額したと仮定した金額は大体一般職員で2,000万円弱、このうち特別職は25万円強となります。来年の6月なんですけれども、新規採用職員や退職する職員がおりますので、恐らく特例措置で減額になる分が1,900万円程度、昇給や新規採用の分まで影響額と見るとすると、大体6月期は2,000万円程度、合わせて3,900万円程度の影響があると考えております。

○藤田委員長 以上で、議案第21号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時36分閉会